- 1
- 2
- エ 原判決主文2項及び3項を取り消す。 丙事件のaに関する訴えを却下する。 乙事件被控訴人らの乙事件控訴人に対する請求及び丙事件被控訴人らのその余の請求をいずれも棄

却する。

4 第1,2審を通じて、乙事件の訴訟費用及び参加によって生じた訴訟費用は乙事件被控訴人らの、 丙事件の訴訟費用は丙事件被控訴人らの各負担とする。 事実及び理由

当事者の求めた裁判

控訴人ら

主文1項同旨

- (2)
- (3)

2

- (1)
- 控訴費用は、控訴人らの負担とする。

事案の概要等 第2

事案の要旨

(1) 乙事件

(1) 乙事件 本件は、福岡県(以下「県」という。)の住民である乙事件被控訴人らが、平成12年8月から平成13年7月までの間、福岡県教育委員会(以下「県教委」という。)が福岡県同和教育研究協議会(後に「福岡県人権・同和教育研究協議会」と改称した。以下「県同教」という。)に研修名目で現職教諭を派遣(以下、この県同教への現職教諭の派遣を「本件派遣」と、本件派遣により県同教に派遣された現職教諭を「派遣教諭」と、上記期間の本件派遣を「乙事件の派遣教諭」と、上記期間の派遣教諭を「乙事件の派遣教諭」と、上記期間の派遣教諭を「乙事件の派遣教諭」とと、上記期間の派遣教諭を「乙事件の派遣教諭」とそれぞれいう。)し、県から乙事件の派遣教諭下、上記期間の給与が支出されてきたことはともに違法であり、当時この給与支出の本来的権限者である福岡県知事(以下「県知事」という。)であったりは故意又は過失により、乙事件の派遣教諭に支出されてきた給与相当の損害を県に与えたから、県が被った損害を賠償すべき義務がある旨主張して、乙事件控訴人に対し、平成14年法律第4号による改正前の地方自治法242条の2第1項第4号(以下「旧規定」という。)に定める「普通地方公共団体に代位して行う当該職員に対する損害賠償請求」に基づき、乙事件の派遣教諭への上記期間の給与として支払われた合計1億0005万5128円の損害賠償及びこれに対する訴状送達日の翌日である平成13年11月3日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金を県へ支払うよう求めた住民訴訟である。(2)丙事件

丙事件

(2) 丙事件 本件は、県の住民である丙事件被控訴人らが、平成13年9月から平成14年8月までの間に、県教委が本件派遣(以下、上記期間の本件派遣を「丙事件の本件派遣」という。)をし、上記期間の派遣教諭(以下「丙事件の派遣教諭」という。)に上記期間の給与が支出されてきたことはともに違法であり、当時県知事であったbは故意又は過失により、また、当時県教委委員長であったaはこれを知りながら丙事件の本件派遣を維持・推進し、放置してきた作為、不作為という不法行為により、いずれも、丙事件の派遣教諭に支出されてきた給与相当の損害を県に与えたから、県が被った損害を賠償すべき義務がある旨主張して、丙事件控訴人に対し、平成14年法律第4号による改正後の地方自治法242条の2第1項第4号(以下「新規定」という。)に定める「当該職員又は・・・怠る事実に係る相手方に損害賠償・・・の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関に・・・対して求める請求」に基づき、丙事件のの翌日である平成14年12月11日から支払われた合計8704万0595円の損害賠償及びこれに対する訴状送達日の翌日である平成14年12月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払請求をb及びaに対して行うよう求めた住民訴訟である。

審理の経過

2 番壁の絵画 原審においては、県の住民である。らが、平成11年3月17日から平成12年3月16日までの間に、県教委が本件派遣をし、その派遣教諭に上記期間の給与が支出されてきたことはともに違法である旨主張して、6に対し、旧規定に基づき、上記派遣教諭に対する上記期間の給与として支払われた合計1億1363万1426円の損害賠償及び遅延損害金を県へ支払うよう求めた住民訴訟である甲事件についても、乙事件及び丙事件と弁論併合の上審理された。そして、原判決は、甲事件についてはその請求を棄却し、乙事件及び丙事件については被控訴人らの請求をいずれも認容した。この原判決に対して、乙事件の被告であった6及びその参加人並びに丙事件の被告であった県知事はいずれも対象とけなっていない 対象とはなっていない。 3 争いのない事実

原判決3頁7行目冒頭から4頁14行目末尾までに記載(ただし、甲事件に関する部分を除く。)のとおりであるから、これを引用する(ただし、原判決3頁19行目の「派遣職員」を「派遣教諭」と改める。なお、略称についても原判決の表示に従う。)。

争点

(1) 丙事件のaに関する訴えの適法性の有無

必要であるとされている。本件における丙事件被控訴人らの監査請求は、財務会計上の行為としては、給与の支出という「公金の支出」を監査請求の対象としていることは明らかである。これに対し、本件訴訟におけるaに関する請求は、財務会計上の行為としては、aに対して不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を怠る事実を対象としており、のあいに同一性がない。したがって、丙事件のうちaに関する訴えは、不適法なものとして却下されるべきである。(丙事件被控訴人らの主張) 平成10年判決も認めているように、住民訴訟においては、その対象とする財務会計上の行為又は怠る事実について監査請求を経ていると認められる限り、監査請求において求められた具体的措置の相手方とは異なる者を相手方として、同措置の内容と異なる請求をすることも許されると解すべきである。本件の監査請求では、「今後、教員ら長にて、同措置の内容と異なる請求をすることも許されると解すべきである。本件の監査請求において支出相当の給与支払いはやめること。現に支給した分については、公金支出の最終権限者たる県知事に対して支出相当る事実を賠償を求めること。現職教員の県同教派遣の一切をただちに取りやめること。」と財務会計上の行為又は怠る事実を特定して、必要な措置を講じるよう要求しているのであるから、住民訴訟において、監査請求において求めた具体的な措置の相手方とは異なるaを相手方として、具体的な措置の内容と異なる。 る。

乙事件の本件派遣及び乙事件の派遣教諭への給与支出並びに丙事件の本件派遣及び丙事件の派遣教諭への給与 支出の各違法性の有無

(被控訴人らの主張)

(板だ前へりの工派/ ア 同和教育行政の不要性 国や地方自治体は、同和問題(部落問題)解決のために、これまで様々な特別の行政施策を実施してきた。行 政の一分野である教育行政においても、同和問題に起因する教育上の諸問題(同和地区児童・生徒の長期欠席、不就学及 び低学力等)解決のために、「同和問題に起因する教育上の諸問題(同和地区児童・生徒の長期欠席、不就学及 び低学力等)解決のために、「同和と見て、日本人、経済の発展したをの思想性等の結果、は民の融会、退伏が進力 ための特別施策が実施されてきた。しかるに、社会・経済の発展と永年の同和施策の結果、住民の融合・混住が進み、 格差・差別意識は消滅(又は著しく減少)し、特別の行政施策としての同和行政は不必要となった。加えて、住民の融合 ・混住により、同和地区の実態は大きく変貌しており、特別施策の対象となる住民を特定すること自体も不可能となっ

このような現状を踏まえて、「同和行政」という行政上の特別措置は、平成9年3月末をもって若干の経過措置を残して原則的に終了し、平成14年3月末にはすべて廃止し、一般対策によって対処することになった。総務省大臣官房地域改善対策室は、平成13年1月26日付けの文書「今後の同和行政について」において、同和特別対策を基本的に終了し、一般対策に移行する主な理由として、特別対策は本来臨時的なものであり、これまでの膨大な事業の実施によって同和地区を取り巻く状況は大きく変化していること、特別対策を続けていくことは差別解消に必ずしも有効ではないこと、人口移動が激しい状況の中で、同和地区・同和関係者に対象を限定した施策を続けることは実務上困 難であることを挙げている。

難であることを挙げている。 このことは、行政の一分野である教育行政にも当然に当てはまることである。すなわち、貧困及び学力不足 等同和地区の子供達が抱える問題は、同和地区の子供達に特有なものではなく、子供達一般にみられる問題となってい る。同和問題に起因する教育上の諸問題は既になくなり、また、同和地区児童・生徒の特定も不可能となっている今 日、県において、もはや同和教育行政は不要となっている。このような現状を無視して、特別施策としての同和教育行政に対する公費の支出を続けることは、公費の無駄遣いといわざるを得ない。 イ 県同教の性格と活動内容 昭和28年に結成された全国同和教育研究協議会(以下「全同教」という。)は、民主的な教師達による同

っているだけでなく、10年を超えるものも少なくない。辞令についても「教育委員会の事務局職員に任命する」というものであるが、教育職の職員は、一般職の職員とは任命権者も職員採用手続も異なるものであって、辞令には研修の内容が明示されず、研修報告書も、平成元年から平成7年までは出されておらず、平成8年以降からようやく提出されるようになったものであって、そのもち事はは2束実

(五) 同和教育課長の職務命令 県教委は、同和教育課長は職務命令を発して、県同教で同和教育に関する研修に従事させていると主張している。しかし、派遣教諭の県同教での研修の法的根拠は、県教委の主張によれば、教特法20条3項及び長期研修規則ということになるから、それは教育公務員としてのことになるはずである。ところが、同和教育課長は一般行政職の職員であって、教育職の職員とは指揮命令系統を全く異にしている。したがって、県同教で研修する教諭と同和教育課長との間には、上司、下僚の関係はない。上司でない同和教育課長は、教諭に、教諭としての研修について職務命令(地公法32条)を発する権限はない。県教委が主張するような職務命令は違法であるといわざるを得ない。 本件派遣の違法性

っている。

甲事件訴訟を提起した当時、派遣教諭の期間は平均して約4.4年、長い者では10年と異常に長期化していた。これに伴って、本件派遣後、議員になった派遣教諭、時をおかずして退職した派遣教諭、d教諭のように学校に籍はあるものの教育現場に戻らず、全同教や福岡県高等学校同和教育研究協議会(以下「高同教」という。)の役員としての団体活動連びに社会的・政治的活動を依然として続けている派遣教諭などが存在している。

派遣教諭の活動実態

制定運動の実行委員会への出張が研修に当たるとは到底いえないばかりでなく,そもそも教育の中立性,公共性に反す るものである。 カ まとめ

以上のとおり、本件派遣は、乙事件の本件派遣及び丙事件の本件派遣を含めて全体として違法であることは明らかであり、その程度も到底看過できないほどに重大であるといわなければならない。その結果、乙事件の派遣教諭及び丙事件の派遣教諭への各給与支出も違法であり、その程度も同様であることはいうまでもない。

(控訴人らの主張) ア 同和教育における研修の重要性

県における同和教育の重要性

本件派遣の適法性

イ 本件派遣の適法性 (ア) 県同教と本件派遣の適法性 県同教は、郡市町村単位の同和教育研究団体、公・私立高校教職員によって組織される同和教育研究団体 及び特別会員で構成される組織であり、県同教に加盟する団体等は90団体に上り、会員数は2万人を超える専門的な 研究団体である。昭和36年に結成されて以来約40年にわたり、同和教育の研究実践を推し進めていることから、資料や研究実践の蓄積が豊富である。また、同和教育の推進に貢献する数多くの指導者を輩出しており、その活動実績や研究内容の故に、多くの教育関係者らが、その研修内容や研修成果に学かいるところである。他方、県では、同和教育に関しての研修の場を有する県の専門的な機関は存在しなかったことから、職場外における研修を実施することとし、本件派遣を開始した。上記のとおり、県同教は、同和教育の推進という本件派遣の目的を果たすために必要な専門的かつ実践的な知識や技能等を修得できる教員の研修場所として適切なものであった。 (イ) 派遣教諭の研修内容及び活動内容 派遣教諭の研修内容及び活動内容

本件派遣においては、研修中に研究主題を変えて研修を継続している派遣教諭も存在するが、研究主題ごとに研修報告等をまとめることで研究成果の還元を行っている。また、当該派遣教諭が、研修成果を直接的に学校現場へ還元することができない場合もあるが、研修報告書等にまとめるなどして、同和教育全体の発展のために共有財産として成果が活用されている。

また、派遣教諭は、県同教関連の同和教育に関する研修会への出席や同和教育に関する研修事業の企画等に携わることなどもある。しかし、研修会への出席は、同和教育を巡る多様な情報に接する機会となる。また、企画的業務に携わることによって身につけた能力は、研修終了後、学校内外での研修会の企画等に有効に生かせるのである。したがって、これはは、現代教授の研修目的に合致し、かつ、研修効果を高めることにつながっている。 これらは、研修教 本件派遣の根拠

たものである。 本件派遣は、研修として、教特法20条3項、長期研修規則及びその実施要項に基づいて適正に実施され

たものである。
なお、本件派遣は、平成10年度までは実施要項を定めずに、県立学校長及び市町村教育委員会との協議等を基に実施されてきたが、平成11年度に「福岡県同和教育研究協議会派遣研修実施要項」を作成してその手続の明確化を図った。そして、平成12年度には、研修計画内容をより精査して研修業務に従事させるようにするとともに、研修期間に関する規定を明文化した「平成12年度福岡県同和教育研究協議会派遣研修実施要項」(以下「12年度要項」という。)によって研修を実施し、さらに、平成13年度は、平成12年5月15日に示された監査結果を踏まえて、推薦手続等の事務処理を改善するために、応募書類の様式を追加するなどの改正を行った「福岡県同和教育研究協議会における長期研修実施要項」(以下「13年度要項」という。)に基づき実施した。
派遣教諭は、自らの教育公務員としての資質の向上を図るとともに、県の同和教育の充実実施に資することを目的として研究業務に従事している。その研修期間については、国の地域改善対策協議会意見具申(平成8年)でも触れられているように、教育上の格差の問題や差別意識の問題などは、短期的に集中的に解決することは困難であり、様々な研究、実践を基にした取組を積み重ねる必要があることなどの理由から、研修期間の更新が必要な場合に

は、長期研修規則3条2項に基づいて行っていた。

派遣教諭については、県教委事務局職員(同和教育課職員)の兼任発令を行っていたが、これは、それぞれ所属の異なる研修教員の服務を、一元もかつ適切に同和教育課長が管理・監督するためである。

bの乙事件の派遣教諭及び丙事件の派遣教諭への各給与支出に関する損害賠償責任の有無

(被控訴人らの主張) ア 県知事と県教委との関係

ア 県知事と県教委との関係 地方自治法204条の2は、「普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基く条例に基かずには、これを・・・職員に支給することができない」と定めて、法律、条例に基づかない給与の支給を禁止している。したがって、地方公共団体の長としては、給与の支給が法律、条例に基づいてなされるよう予算執行を行うべき責任があることはいうまでもない。そして、給与支給の法律又はこれに基づく条例は、当該職員が地方公共団体の職務に従事していることを前提としているのであるから、地方公共団体の職務に従事していない者に対して給与を支給することは、法律、条例違反という明白な違法行為になることは明らかである。この点、地方公務員法も、職員の給与はその職務と責任に応ずるものでなければならないこと(24条)、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力を挙げて職務の遂行に専念しなければならないこと(30条)、職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないこと(35条)をそれぞれ規

合を除く外、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないこと(35条)をそれぞれ規定して、明らかにしている。しかるに、本件における派遣教諭への給与支出は、次のとおり地方公共団体の職務に従事していない者に対する給与支給に該当する。すなわち、本件派遣は、一民間団体に過ぎない県同教の活動に従事させ、その運営を担わせるというおよそ本来の研修の目的とは全く異質の目的を持って行われたものであることは明白であり、目的の違法性は重大である。そして、本件派遣における派遣教諭の活動実態は、県同教の活動を担うためのものにすぎず、れておけられておおり、表しいえるものではないことも明白である。このような違法な本件派遣は、極めて長期間にわたって続けられておおり、日の中でされた派遣教諭への違法な給与支出も膨大となっている。国においても、平成6年以降は、県同教等への民間団体への研修命令による派遣等の場合は国庫負担金の対象とならないものであるとの判断が示されていたこと等からし、また、県単独事業の場合には、その監督責任がある県教委において適切に判断すべきものとされていたこと等からし、また、県単独事業の場合には、その監督責任がある県教委において適切に判断すべきものとされていたこと等からし、以上より、本件派遣がより、本代の関係、県において、教員の給与につき財務関係に関する県知事の専決になっているとしても、上記のとおり、本件派遣には予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存する場合に該当すること明らかである。したがって、県知事と申決権者との関係、県において、教員の給与につき財務関係に関する県知事の専決になっているとしても、上記のとおり、本件派遣には予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存する場合に該当すること明らかである。したがって、県知事としては、専決を任された職員が財務会計上の違法行為をすることを阻止すべき指揮監督上の義務があったものといわなければならない。

いわなければならない

そして、bは、平成12年6月の甲事件訴訟の提起により、本件派遣の違法性を一層明確に認識して、派遣教諭への違法な給与支出を是正すべき立場にあったにもかかわらず、乙事件の派遣教諭及び丙事件の派遣教諭への違法な給与支出をそれぞれ続けてきたのである。これは、違法性を認識した故意に基づく給与支出といわなければならな

県知事と県教委の関係

県議会での質問

本件派遣に関する定例県議会での質疑は教育長に対するものであり、教育長が適法である旨答弁している。 本件派遣に関する定例県議会での質疑は教育長に対するものであり、教育長が適法である旨答弁している。 したがって、県知事には、その質疑をきっかけにして、本件研修について調査、検討する義務が発生するとはいえない。県教委が行う原因行為の適否を、県知事個人が県教委と同様の立場で検討することは、地教行法が地方公共団体の教育行政について、原則として地方公共団体の長から独立した機関である教育委員会の権限としたことに反することになるから、許されるものではない。

bの過失

ウ bの過失 仮に、県議会での質疑に関して、独立した執行機関である県教委の施策について、調査・検討・改善の措置 を行う義務が県知事にあるとしても、当該義務の内容が明らかになったのは、原判決が言い渡された平成15年3月2 5日以降のことである。本件住民訴訟で対象となっている乙事件の派遣教諭及び丙事件の派遣教諭への各給与支出について、原判決までは、県教委に関する上記のような見解、解釈はあり得たのであり、また、このような見解、解釈に立脚して財務会計上の行為を行い、その後、その行為が違法であると仮に判断されることがあったとしても、解釈に立脚して財務会計上の行為を行い、その後、その行為が違法であると仮に判断されることがあったとしても、直ちに、b個人に過失があったと判断することは相当でない。 エ bの専決権者との関係における責任範囲 派遣教諭への給与支出は、県教委の教職員課長によって専決されているものである。ところで、専決権者と本来的権限者の関係については、本来的権限者である管理者は、専決権者である補助職員の財務会計上の違法行為を阻止すべき指揮監督上の義務に違反し、故意又は過失により、右補助職員の財務会計上の違法行為を阻止しなかったときに限り責任を負うべきである。本件においては、専決権者である教職員課長に何ら違法な財務会計上の行為が認められないから、本来的権限者である県知事であるしに損害賠償責任が発生する余地は全くない。 (4) 丙事件の本件派遣に関する a の損害賠償責任の有無 (丙事件被控訴人らの主張)

(丙事件被控訴人らの主張)

7日乙事件の監査請求がなされた。 以上のとおり、本件派遣には多くの問題点・違法性が存在したにもかかわらず、aは、これを認識しながら、 県教委に在職中、①県立学校教諭に対して職務命令を発し、本件派遣を命じたこと、②関係市町村教育委員会に指示・ 指導して、当該自治体の県費負担教職員に対して職務命令で研修させるようにしたこと、③本件派遣の問題点・違法性 指導うために、教特法や長期研修規則と異質なものとなる本件派遣の実施要項を策定し、また改訂を繰り返して、 派遣を継続してきたこと、④本件派遣の問題点を正確に認識し、その必要性、県や県教委の同和教育行政の政策と県本 教の方針との異同、法的根拠の有無、本件派遣により生じている弊害、学校現場に与えている影響等を検討し、是正措 置を講ずるべきであるのにこれを懈怠し、放置してきたこと等の作為・不作為によって、乙事件の派遣教諭及び丙事件 の派遣教諭へ各支払われた給与相当の損害を県に与えたものである。したがって、aは、乙事件の本件派遣及び丙事件 の本件派遣によるこれらの県の損害を賠償すべき義務を負っている。 確かに、地方自治法243条の2第1項は特定職員の特定行為による損害賠償責任を規定するが、財務会計行 為に関与しない一般の職員が地方公共団体に損害を与えた場合には、民法709条以下の不法行為の規定が適用される と解するのが相当である。本件におけるaの責任は、この不法行為責任である。

(丙事件控訴人の主張)

(内事件性所入の主張) 地教行法 1 2条 3 項の定めにより、県教委委員長が県教委を代表するが、ここでいう代表するとは、県教委委員長名で県教委の権限に属する法律行為をなしうるということであって、委員長単独の意思により県教委の権限に属する事務を処理しうることを意味するものではなく、県教委委員長が事務の執行者になるという意味でもない。非常勤の職員である場合を関する生まれ、あるようで言議体である県教委の構成員として、その会議において、所定の議決事項について、

電影のできるできない。 一でのできるできる。 一でのできる。 一でのできる。 一でのできる。 一でのできる。 一でのである。 一でのである。 一でのである。 一である。 一でははほとしる。 一である。 一ではは、 一である。 一ではは、 一である。 一ではは、 一である。 一でには、 一である。 一でには、 一での一では、 一でには、 一でのである。 一でには、 一でのである。 一でには、 一でに、 一でには、 一 質問がされた平成11年7月1日の平成11年県議会6月定例会及び平成12年12月10日の平成12年12月定例会においても、当時の県教委委員長は、説明要求や出席要請も受けていなかったため、出席していない。さらに、aは、その当時、県教委委員長ではなかったので、当然出席していない。議長の要請がない場合は、出席義務がないことは当然であり、例えば、平成13年3月8日の平は13年県議会2月定例会及び平成13年12月12日の12月定例会には、県教委委員長はもちろん、県教委教育長も県議会に出席していない。 公務員の職務行為がその所属する公共団体に対する賠償責任が発生するためには、民法709条所定の「故意又は過失」という要件が直接当てはめられるものではなく、職員の賠償責任を規定した地方自治法243条の2や国家賠償における公務員に対する求償権を規定した国家賠償法1条2項において認められる法理から、当該公務員が違法な職務行為を行うにつき故意又は重過失がある場合に限定されると解すべきである。 以上のとおり、aは、いずれの点からしても、丙事件被控訴人らが主張するような不法行為による損害賠償義を定したものでけない。

務を県に負うものではない。 当裁判所の判断

服というとおり、a は、いずれの点からしても、丙事件被控訴人らが主張するような不法行為による損害賠償義務を果に含うものではたい。第3 当裁判所の判断
1 丙事件の4に関する訴えの適法性の有無(争点(1)) について
(1) 住民訴訟において前面すべき整査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を、他の事項から区別、特定して認識することができるように、侵別的、具体的に関する訴えの適法性の有無(今点(1)) について
(1) 住民訴訟において前面すべき整査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を、他の事項かけた区別、特定して認識するとができるように、侵別的、具体的に崩赤することを要するが、整査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各部號、整金請求とが選者を認定したができる後に協振っているのであれば、これをもって足りると解される(最高裁判所平成12年 (行む) 対財務会計上の行為又は怠る事実とが整金を会して、信服が認識することを要するが、整査請求の対象が特定の分をもって足りると解される(最高裁判所平成12年 (行む) 対財務会計上の行為とないまなのであって、指置の内容を表して、自然を表し、自然を表して、自然を表しな、自然を表しなして、自然を表しなして、自然を表しないる、自然を表しないて、自然を表しない、自然を表しない、自然を表しないる、自然を表しないる、自然を表しないる、自然を表しないる、自然を表しないる。

「は、自然を表して、自然を表し、自然を表し、自然を表し、自然を表しないる、自然を表し、自然を表し、自然を表し、自然を表し、自然を表しないる、自然を表しないる、自然を表しないる、自然を表しないる。

「ないる、もないる、もないる、もないる、もないる、もな

(1) 事実関係

前記争いのない事実、証拠(各項末尾に記載のもの)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実関係が認められ

る。
 ア 部落解放運動について
 同和地区居住者を中心とする戦後の部落解放運動は、昭和21年2月に結成された「部落解放全国委員会」
 (後の解同)に始まり、行政闘争を中心に同和地区を基盤として組織は拡大された。一方、昭和35年5月には、同和地区住民を中核とし、全国民運動をめざす「全日本同和会」が結成された。2つの団体は、それぞれの立場から、総合的な同和対策を国策として樹立し、同和問題の根本的解決を図るよう政府と国会に対して要請するようになり、昭和35年に同和対策審議会設置法が成立し、昭和40年に同対審答申がなされた。しかし、この同対審答申の評価を巡って、解同内において対立が生じ、昭和40年に発生したいわゆる矢田事件を契機に対立は決定的となり、昭和45年に解同の一部組織や会員らが「部落解放同盟正常化全国連絡会議」(後の全解連)を結成した。そして、解同と全解連は、いわゆる八鹿高校事件を巡って激しく対立したばかりでなく、狭山事件を学校教育の場に持ち込む狭山教育及び部落解放基本法の制定等に関しても激しく対立している(甲77、丙3、原審被控訴人g)。
 イ 同和問題に関する国、県及び県教委の取組みについて
 (ア) 国の取組

国の取組 (ア) 国の取組 戦後のわが国の同和対策は、昭和28年に厚生省が隣保館設置費補助金を計上したことに始まり、昭和35年の同和対策審議会設置法の制定、昭和40年の同対審答申を受けて、昭和41年には同和対策協議会が設置され、昭和42年には全国同和地区実態調査が実施された。そして、昭和44年には同対法が、昭和57年には地対法が、昭和62年には地対財特法がそれぞれ制定され、これらに基づいて様々な関係施策が講じられてきた。さらに、平成8年3月、地域改善対策協議会は、平成5年に実施された国の「同和地区実態把握等調査」の結果を踏まえて、これまでの施策等の課題を整理し、同和問題の解決に向けた今後の方策の在り方についての地域改善対策協議会総括部会報告(以下「地対協意見具申」という。)を行った。この地対協意見具申では、地域改善対策特定事業は一般対策へ移行することが謳われ、特定事業は平成9年3月で原則的に終了し、平成14年3月末までにはすべて終了した(甲9、77ないし79、70ないし6、15、16、42、原審被控訴人g、原審証人h)。

県の取組

(イ) 県の取組 県も、同対法、その後に制定された地対法及び地対財特法に則って同和対策を行ってきた。その間、昭和55年9月の定例県議会で「同対法の国会附帯決議の早期完全実施に関する意見書」を、昭和60年2月の定例県議会で「同和対策の充実強化に関する意見書」を、昭和61年9月の定例県議会で「部落問題解決のための基本的法律の制定並びに地域改善対策に関する意見書」をそれ不決し、国に提出している。さらに、県は、平成田信についての県民意識調査、平成2年には同和地区生活実態調査、平成3年には同和対策事業の残事業期成会」や全国的関係都道府県で構成する全日本同和地区生活に関する表別を出て、同対法・地対財特法の各時限法失効後の法的措置を実現するために、国及び国会に対して要請を行った。また、県は、平成5年に同和地区実態把握等調査を行い、平成5年に同和地区実態把握等調査を行い、平成5年に結婚や就職に際しての同和地区に係る調査を規制する「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」を制定し、平成9年には人権に配慮した施策及び人権教育の推進、同和対策の推進等のための事業計画を明らかにした「か新世紀計画」を策定し、平成10年には同和問題をはじめとしたさまざまな人権問題の解決を図るための教育のお助計画」を策定した、平成10年には同和に関連する方向性を示した「年には同和に関連をはじめとしたさまざまな人権問題の解決を図るための教育のためが新世紀計画」を策定した「中後教育の推進、同和対策の指述等のための事業計画と明らかにした「今路の在り方に関する方向性を示した「年後教育の推進、同和対策の指述等のための事業計画」を策定した(甲81、丙7ないしま)を第2、42、45、原審被控訴人 8、原審証人 h)。

的・計画的に行うとともに、意欲の高揚と指導力の向上を目的に諸研修を実施する必要があり、研究団体等については、学校及び社会教育における同和教育を深化・充実させるうえで同和教育研究団体が果たしている役割は大きく、今後とも、研究団体の育成に努める必要があるとしている(甲9、丙1、3、4、13、16、22、25、45、原審 証人h)。

工 県同教の組織及び事業等について 県同教は、昭和31年以後結成されていた県内数箇所の同和教育研究団体を中心にして、「部落解放の教育を確立する同和教育の研究と実践につとめ、真の民主教育の実現を期すこと」を目的として、昭和36年5月に発足した。現在、89の各郡市町村の同和教育研究団体等の90団体で、会員は保育所・幼稚園及び小・中・高等学校の教職員、PTA関係者並びに大学教員等2万人を超えている。 県同教の機関としては、総会、評議員会、代表者会、事務局会、特別委員会、専門部会及び同和教育研究団体(以下「県高局教の機関としては、総会、評議員会、代表者会、事務局会、特別委員会、専門部会及び同和教育研究団体(以下「県高同教」という。)及び私立学校同和教育研究団体(以下「私学同研」という。)により、会員30名に1名の割合で選出された代議員をもって構成され、会務の報告及び承認並びに活動計画の審議及び決定等を行う最高の議決機関である。評議員会は、各地同研、県高同教及び私学同研から各2名の割合で選出された評議員で構成され、総会より付託された事項の審議及び決定並びに総会提出議案の審議等を行う議決機関である。代表者会は、各地同研、県高同教及び私学同研から各1名の割合で選出された評議員で構成され、この会の活動計画の推進及び同和教育実践の交流にあたるものである。事務局会は、会長、副会長及び事務局員で構成され、この会の決定事項の執行にあたるものである。

。 県同教の役員は、会長が1名で、会を代表して会務を総理し、会長を補佐する副会長及び会計を監査する監査がそれぞれ若干名とされており、副会長の1名は解同関係者が就任してきている。県同教の事務局は、会長が委嘱する事務局員をもって構成し、会の業務を処理するものとされ、事務局長1名、事務局次長2名、会計1名及び事務局員若干名で構成されていた。そして、平成14年度の役員は、会長1名、副会長4名、監査2名、事務長1名の合計8名で構成するものとされ、会長と事務長の2名は県同教が独自に雇用した者であり、この外に派遣教諭8名がいる。なお、昭和36年から平成12年9月までの派遣教諭は原判決添付(原判決55頁)の別紙「福岡県同和教育研究協議会の役員・研修員の勤続年表」のとおりである。県同教には、上記派遣教諭以外の常駐職員としては、専ら会計に携わる1又は2名の職員がいるだけであったが、平成13年度は会計、書記、事務局員各1名合計3名が県同教独自に雇用した者である。 た者である

た者である。 県同教の事業は、同和教育の内容推進に必要な事項の研究調査、同和教育の内容及び方法の研究並びに実践の交流、研究成果及び研究資料の交換、収集及び発行、関係諸団体との連絡交渉等であり、主な研究集会としては、福岡県同和教育研究大会、福岡県同和教育夏期講座、同和教育副読本「かがやき」実践研修会、高等学校進路保障研究集会、部落解放をめざす社会啓発研究集会(以上年1回)及び学力保障実践交流会(年3回)を県内各地で開催し、ままた、主な研究出版広報事業の成果物としては、機関誌「かいほう」、機関誌「WINDS」、「福岡の「同和」も 10 同のでの大会報告集)及び「ACT」小学校版・中学校版(学力保障実践集)等がある。そして、県同教は、同じく同題解決を目的とする民間団体である解同福岡県連合会(以下「県連」という。)と必要に応じて事業の共催等連携図っており、この共催事業としては、上記福岡県同和教育研究大会、福岡県同和教育夏期講座等がある。県同教の活動は、昭和61年からは部落解放基本法の制定を求め、同年から平成9年3月までは「部落解放基本法制定要求国民運動福岡県実行委員会」の事務局となり、県同教の会長が県連委員長とともに同実行委員会の副会長に就任している。また、平成5年には、県教委に対し、平成6年度の「解放教育の推進に関する要求書」を県連と連名で提出しているが、その要求自の中には「部落解放基本法制定へ向けての行政としての基本的な活動を得達と今後の具体的な行動」が挙げられており、平成7年の活動方針は「部落解放基本法」の制定とそのための運動と教育の結合等である(甲3、5ないし8、73ないし76、114、168、丙27ないし29、45、原審被控訴人g、原審証人h)。

本件派遣について

本件派遣の根拠規定等

(ア) 本件派遣の根拠規定等 県では、教育公務員の長期にわたる研修につき、教特法20条3項の「教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。」との規定を根拠として、長期研修規則及び福岡県教育公務員の長期研修派遣実施要項が定められていたが、本件派遣については、何らの規定も定められていなかった。しかし、県教委は、平成10年4月1日になって、本件派遣について、上記実施要項とは別に「福岡県同和教育研究協議会派遣研修実施要項」を定め、その後、平成11年10月1日に改正された12年度要項、平成12年12月1日に改正された13年度要項、平成14年4月1日に改正された「福岡県人権・同和教育研究協議会における長期研修実施要項」(以下「14年度要項」という。)をそれぞれ定めた。また、福岡県教育要覧における長期研修派遣状況に本件派遣を掲載するようになったのは平成12年度になってからである(甲135の1ないし4、168、乙12、丙30、丁14、原審証人ト)。 (イ) 本件派遣の手続 平成12年までは まず 県立学校にあっては県教委において当該研修に相応しい候補者を、市町立学校

図30, 114, 原番証人内)。 本件派遣の手統 では、まず、県立学校にあっては県教委において当該研修に相応しい候補者を、市町立学校にあっては県教委と関係市町教育委員会との協議により当該研修に相応しい候補者を推薦し、県教委教育長が選考決定している。その後、教諭本人への本属長である校長の口頭内示を経て、県立学校教諭については関界をから、関係市町教育委員会から教論を見ては、まず、県立学校教諭については関外委から、関係市町和教育課に派遣されている。その後、教諭を自己の本体の音景会がら教論をして本体派遣をしている。をの後、教育を関係市町教育の会とのは、当該教諭に対しては、12年度のおの教育、関教委主事との兼任発令を行い、同和教育課長が職務命令を発して本件派遣をしている。とのよい、は13年度要項に基づきそれが高いた。その13年を要項に基づきそれままでといる。こ事件の本件派遣については、平成12年度においては上記手続と同様の12年度要項に基づきそれままでといる。を発して本件派遣をしている。を発して本件派遣をしている。2年度においては13年度要項に基づきそれぞれ手続がされた。その13年旬時、場対のの決定任命令人がより、1月に研修員の募集、2月に所属町の推薦、3月初旬に県教委からの研修員の決定任命令をから、3月市のから4月1日まで各会が育業務所からの推薦、3月初からよりの職務命令が発生られた。不可が修復の職務命令が名れぞれぞれ発生られた。の職務を向から場合がののでの研修命のが、4日1日に県教委からの職務をして、3月市のから4月1日までもおりが、4日1日に県教委からの職務を会が、4日1日に県教委からの職務を表記して、1月に募するが、4日1日に県教委からの職務を表記しては、13年度要項とび14年度要項に基づき手続がされた。特に、平成14年度要項とび14年度要項に基づき手続がされた。特に、中華をを派育書、とは、自己を派遣、とは、13年度からは、14年度要項に基づで表示を発音を必要するとともに、同れ教育によるに、14年度からは機配の分等するとともに、明明の分等書をとは、明明の分等を発きるととは、15年度が決定しては、研修をの会に、114年度の分等を表とは、15年度が、114年度の分等を表とは、114年度が、114年度の分等を表しまして、114年度の分等を表とは、114年度の分等を表とは、114年度の分等を表とは、114年度の分等を表しまして、114年を含む。)、114年6年7日の分は、114年度の分等を表しまして、114年度の分等を含む。)、114年6年7日の分等を含む、114年度の分等を含む、114年度の分等を含む。)、114年6年7日の分等を含む、114年度の分等を含む、114年度の分等を含む。)、114年度の分等を含む、114年度の分等を含む、114年度の分等を含む。)、114年度の分等を含む、114年度の分等を含む、114年度の分等を含む、114年度の分等を含む、114年度の分等を含む、114年度の分等に対しているののの対し、114年度の分等に対しているのの対し、114年度の分析を対しているのが、114年度の分等に対しているのが、114年度の分等に対しているのが、114年度の分等に対しているのが、114年度の分析を対しているのが、114年度の分析を対しているのが、114年度の分析を対しているのが、114年度の分析を対しているのが、114年度の対しているのが、114年度の対しているのが、114年度の対しているのが、114年度の対し、114年度の対しに対しているのが、114年度の対しのが、114年度の対しのが、114年度の対しのが、114年度の対しののが、114年度の対しののが、114年度の対しているのが、114年度の対しのが、114年度の対しの対しているのが、114年度の対しの対しのが、114年度の対しの対しの対し、114年度の対しの対しの対しの対しの対しの対しの対しのが、114年度のの対しの対しの対しのが、114年度のの対しの対しのが、114年度のの対しの対しの対しのが、114年度のの対しのが、114年度のの対しのが、114年度のの対しのが、114年度のの対しの対しの対しのが、114年度のの対しのが、114年度のの対しの対しの対しのが、114年度のの対しのが、114年度のの対しのが、114年度のの対しのが、114年度のの対しのが、114年度のの対しのが、114年度のの対しのが、114年度のの対しのが、114年度のの対しのが、114年度のの対しのが、114年度のの対しのが、114年度のの対しのが、114年度のの対しのが、114年度ののが、114年度ののが、114年度ののが、114年度ののが、114年度ののが、114年度ののが、114年度ののが、114年度ののが、114年度ののが、114年度ののが、114年度ののが、114年度のが

ものといわなければならない

ものといわなければならない。 まず、長期研修規則によれば、研修期間は「1週間以上6か月以内」が原則とされ、教育長において特に必要と認めるときは例外が認められているが、これまでこれに該当する例としては、在外日本人学校派遣教員(3年)、国立大学大学院生研修(2年)や福岡県教育センター等長期研修員(1年)等にとどまっている。これに対し、本件派遣においては、いずれも数年間の派遣がなされ、特に、d教諭の場合には研修期間の明示もないまま、結果的に111年間という長期に及んでいる。平成10年4月1日に作成された福岡県同和教育研究協議会派遣研修実施要項においても、研修期間は必要と認められる期間とされ、平成12年12月1日に改定された平成12年要項も1年間としていてる。このように、本件派遣は、期間の面でも、長期研修規則に定める一般の長期研修とは極めて顕著に相違していてのである。しかも、上記県同教の円滑な運営からくる要請によるところが、このよりなことは、通常の研修では考えらいる。また、その終了と同時に定年で退策した派遣教諭のるところが、このようなことは、通常の研修では考えららの遺に、その終了と同時に定年で退策した派遣教諭である「教諭は、平成13年度に退職するまでの間の昭和62年度から追いる名である。特に、乙・丙事件の派遣教諭であり、平成8年からは県同教の会長に就任している者である。まことに研修とは、一次によっては異常ともいうべき人選である。このような人選は、乙事件の本件派遣及び丙事件の本件派遣を含む本件派遣がまた。

度、平成13年度及び平成14年度の派遣教諭の研修報告書の研究主題並びに d 教諭の平成元年度ないし平成11年度での研修計画書及び報告書の内容からしても、研究主題が変わっているのに研修を継続している教諭も少なくない。本来研修とは、教育及務員がその職責を選択するために発養をものでいる。は、教育現場の共有の財産とするという観点からも、また、当該派遣教諭自体が研修とが、という疑念が生じざるを得ないのである。さらに、教育公務員に対する研修という研修という観点からも、本件派遣が長期研修規則に基づく県教育公務員の研修という記点がらも、本件派遣が長期研修規則に基づく県教育公務員の研修というによいて活用するという観点からも、本件派遣が長期研修規則に基か育公務員の研修というによいて活用するという観点からも、本件派遣が長期研修規則に基め育公務員の研修というによいであるのは、これまでも再三指摘されている教育の中立性から極めて問題であり、その研修先としては当ましていることは、これまでも再三指摘されている教育の中立性から極めて問題であり、その研修先として関当といわざるを得ないであるう。まして、派遣教諭が当該研修先において、その政治的活動や社会運動的活動に関するというである県同教が、その副会長の一人に同和問題の運動団体の一である解目の関係者が常時就任し、集と事業の共催等連携を図っていることは、この意味で問題を生じるとこの表にしても、派遣教諭が、県同教の事業の共催等連携を図っていることは、この意味で問題を生じるとこの表に出ていた。場別によりない。

エ 以上のとおり、平成12年8月から平成13年7月までの間の乙事件の本件派遣及び平成13年9月から平成14年8月までの間の丙事件の本件派遣は、いずれも実質的には県同教の運営を担うためのものであり、教特法20条3項が規定する研修の趣旨を大きく逸脱しているから、違法なものと断ぜざるを得ないのである。
(3) 乙事件の大性影響を作の大性影響を用いる。

る。控訴人らの上記主張も理由がない。 3 bの乙事件の派遣教諭及び声車

bの乙事件の派遣教諭及び丙事件の派遣教諭への各給与支出に関する損害賠償責任の有無(争点(3))について (1) 事実関係

・いのない事実、証拠(各項末尾に記載のもの)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実関係が認められる。 県議会における本件派遣に関する質疑の経過 ア) 昭和61年9月の定例議会 争いのない事実

本件派遣期間の長期化、県同教への役職就任及び本件派遣の長期研修規則からの逸脱が見られ、本件派遣は研修名目の人員派遣ではないかというo議員の指摘に対し、p教育長は、今後、研修員の新陳代謝に努めていく旨答

(イ) 平成2年の決算特別委員会(1月19日) 本件派遣につき、期間、勤務の形態、服務の監督、出勤簿の置き場所及び給与の支払場所などをo議員が質問したのに対し、q教育次長及びr同和教育課長は、研修期間は1年であり更新があり得ること、派遣名目は教育センターの長期研修員として取り扱っていること、研修員は県同教の事務局で研修し、教育センターの所長が監督を行っていること、研修員は県同教の事務局で研修し、教育センターの所長が監督を行っていること、研修員は県同教の事務局で研修し、教育センターの所長が監督を行っていることが、

ンターの長期が修真として取り扱っていること、財修貝は宗向教の事務向で研修し、殺自センターの別表が重自を行っていることなどを答弁した(甲15)。 (ウ) 平成11年6月の定例議会(7月1日) 本件派遣につき、期間が一番古い者で平成2年4月1日から9年、6年が1名、4年が1名、3年が4名と長期化していること、研修は期限付きが通常のところ、本件派遣では期限が付されていないことは問題であり、多数の教諭を長期にわたって同和教育研究のみに携わらせることも異常であるから、直ちに改めるべきである旨指摘すると

ともに、現状での研修員の具体的な決定手続について、f議員が質問したのに対し、s教育長は、本件派遣は長期研修規則に基づいて実施していること、研修期間については県における同和教育推進上の課題あるいは研究内容を考慮して判断して、R400、研修員の選任については市町村教育委員会からの推薦をもとに県教委で決定していることなどを回 答した(甲13)

(I)平成11年12月の定例議会

(エ) 平成11年12月の定例議会(12月10日) 6月議会の答弁にある研修員の選任についての市町村教育委員会の推薦は実態において不透明な点が多々あること、一般の長期研修では本人の意思や校長の推薦が必要とされているところ、本件派遣においては実態としてそれが履践されていないこと、同和加配の教職員が県同教傘下の市町村同教の事務局員として配置されていることを指摘した上、その是正をf議員が求めたのに対し、s教育長は、県同教を教育研究団体として育成し、同和教育の推進、充実を図っていること、研修員の選任については市町村教育委員会からの推薦をもとに県教委で決定していること、同和対策教員の配置については同和教育の推進のため市町村教育委員会からの要望、意見を聞きながら、必要な同和対策教員を配置して、学校での児童生徒の学力の向上、進路保障等の課題解決を図っていること、また、その目的達成のためには学校内の取組だけでなく、家庭、地域との連携や研究活動への参加も必要であると考えていることを答弁した。そこで、f議員は、県同教に13名、市町村同教に88名もの教員を配置しているのは、県同教を育成しているというより支えているというのが実態ではないかと指摘した(甲14)。 イ 全解連福岡県連の要請書

全解連福岡県連の要請書

1 至解準備岡県連の安請書 全解連福岡県連は、毎年のように、その解決を求める要請書を県知事と県教委に対して提出してきたとこ ろ、bが県知事に就任した後も、毎年県知事と県教委の双方を相手に「部落問題の早期解決をもとめる要求書」、「同 和問題の早期解決をもとめる要求書」、「同和行政の終結と一般行政への移行で同和問題の早期解決をもとめる要請 書」及び「特別扱いの同和行政と「同和」教育の終結で同和問題の早期解決をもとめる2000年度の予算編成のため の協議にかかわる要請書」を提出した。もっとも、県同教への教諭の派遣の廃止を要請しているのは平成7年と平成8 年の県教委宛要求項目だけであって、知事部局宛要求項目には同様の要求項目の記載はなかった(甲17ないし20)

。 ウ 甲事件の監査請求及び乙事件の監査請求 平成12年3月16日付けの甲事件の監査請求に対し、県監査委員は、監査対象機関を県教委とし、関係人 調査として、関係市町教育委員会を訪問して書類及び面談による調査を行った。また、平成13年7月27日付けの乙 事件の監査請求に対し、県監査委員は、監査対象機関を県教委及び関係県立高等学校として県教委及び福岡県立山田高 等学校などを調査し、関係人調査として、関係市町教育委員会、県同教に赴き、書類及び面談による調査を行った(甲 114)

(2) 判断

ア 本件派遣の違法性の内容及び程度 地方公共団体の長は、教育委員会の所掌に係る事項について予算執行に関する事務を管理し及び執行する(地教行法24条5号)。しかし、学校職員の任命及び服務監督に関する権限は、教育委員会がこれを有し、本件派遣を命じたのも県教委であることは、上記認定のとおりである。このように教育の政治的中立性と教育の安定の確保を図るとともに、財政的側面については地方公共団体の一般財政の一環として位置づけるという、教育委員会と地方公共団体の長との権限の配分関係にかんがみると、教育委員会が行った教特法20条に定める事務については、地方公共団体の長との権限の配分関係にかんがみると、教育委員会が行った教特法20条に定める事務については、地方公共団体の長い、同処分が著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、同処分を尊重しその内容に応じた財務会計上の措置を採るべき義務があり、これを拒むことは許されないと解するのが相当である(最高裁判所昭和61年(行ツ)第133号平成4年12月15日第三小法廷判決・民集46巻9号2753頁参照)。

貝参照)。 ところで、

号2753百季照)。ところで、上記説示のとおり、乙事件の本件派遣及び丙事件の本件派遣は、いずれも本件派遣全体と同様に、研修名目で行われたものであるが、その実質は県同教の運営を担っていることに変わりはないから、教特らして通法なものである。そして、この違法は、本件派遣の瑕疵の内容及び程度からしてなる。そして、この違法は、本件派遣の瑕疵の内容及び程度からしてない。当然に本件派遣に関係的側面があったとしも、変わるものではなく、本件派遣の選流を基礎付けることになる、教育行政に求められている法的に適正な職務執行義務に反するものとして、客観的により、自然の適正確保の見地から看過し得ない程度に不可能性を否定できないものである。イン事件の派遣教諭及び丙事件の派遣教諭への各給与支出に関するもの故意又は過失の有無証拠(22、3、8、9)によれば、県に福田県財務規則、福田県教育所教育企画部務決済規程、福田県財務規則、福田県教育所教育企画部務決済規程、福田県財務規則、和政び支出命令は、福田県事務決済規程、福田県財務規則、和政び支出命令は、福田県事務決済規程、における県知則、福田県教育所教育の治に対し、その専決権者は教職員課長という関係にある。ことを以上のの給与支出も本来的権限者は県知事であるのに対し、その専決権者が財務会計上の違法行為をすることを阻止かってが、の給与支出も本来的権限者は、専決権者が財務会計上の違法行為をすることを同止かってが、有限限者と専決権者との関係については、本来的権限者は、専決権者が財務会計上の違法行為をすることを同止かって、より、責任を負うべきであると解するのに対し、その専決権者が財務会計上の違法行為をすることを同なから指揮監督上の義務に違反し、故意と解するの指導、対策を計算を対し、本体派遣の書法は世代の意味を放し、表別により、教職員課長の行う派遣教諭に対する給与支出行為を阻止すべき指揮監督上の義務に反したか否が問題となる。

題となる。
確かに、上記説示の本件派遣の実態等からして、客観的には、本件派遣の違法性は明らかであり、その瑕疵さいところである。しかし、このような評価は、本件訴訟における証拠でもつまである。しかし、このような評価は、本件訴訟における証拠でもつまである。したがって、このような本件派遣の違法性の特徴に照らすと、直ちにといいの総与支出について、本来的権限者である県知事に上記義務違反があり、損害賠償責任を負うべきである。したが本件派遣の違法性についてどの程度の認識を有していたがが問題となる。この点、上記認定の県議会における質疑の経過等の事実からすると、ちも本件派遣に関する派遣教諭の人の総与支出に、研修内容等に関して疑問が指摘されていることは認識したかも知れない。しかし、ちが、全解当、派遣期間の長期化、研修内容等に関して疑問が指摘されていることとを認識したかも知れない。しかし、ちが、全解当、派遣期間の長期化、研修内容等に関して疑問が指摘されていることとを認識したかも知れない。ことが、全解当、派遣期間の長期化、研修内容等に関して疑問が指摘されていることとを認識したかも知れない。ことで当時、上記認定の共議会におりな本件派遣のである。本件派遣の実態を具体的に認識していたことを認識したいたである。それでは、次に、上記の指摘等を契機としてりが積極的に本件派遣について具体的な実態の調査を行わなかったことについて過失が認められるかが問題となる。まず、場教育公務員の研修の実施に関しては県教委の専権事項であり、県知事の権限事項ではないこと、県議会における指摘の内容からは、いまだ具体的な調査を行うべき義務が県知事にあったとはいいがたく、それら真とに対して見体的な実態の把握に努めなかったことをもって、直ちに県知事であったとはいいがたく、それらすると、ことに見知事であったとはいいがたく、それらすると、ことに見知事であったとはいいがたく、それらすると、ことに見知事であったとはいいがたく、それらすると、ことに見知事であったとはいいがたく、ことに見知事であったとはいいがたく、ことに記述されていることをもって、直ちに県知事であったとはいいがたく、ことに記述されている実態の把握に努めなかったことをもって、直ちに県知事であったしに、財務会計上の権限を行使する

に当たっての過失があったと評価することは相当でない。ところで、上記認定のとおり、平成12年6月1日に派遣教諭への給与支出が違法であるとしてりに対する損害賠償請求訴訟(甲事件)が提起され、平成13年7月27日に三十代被控訴人らによる監査請求がされ、同年9月21日にこれに対応する棄却決定がされるなどして、本件派遣の問題は、その当時顕在化しつつあったことが認められる。しかし、甲事件の監査請求や乙事件の監査請求においても、県監査委員は県知事を監査対象機関とはせずに、県教委や関係市町教育委員会を調査したにすぎないから、これらの監査請求を契機として、りが本件派遣の具体的な実態を認識していたということはもちろん、これを認識し得たということも未だ言い難いといわなければならない。結局、その後平成14年8月まで丙事件の派遣教諭への給与支出が継続されたことについて、県知事であったりに上記調査義務を怠った過失責任を問うことは未だ困難というべきである。したがって、乙事件の派遣教諭及び丙事件の派遣教諭への各給与支出に関して、りに損害賠償責任発生の前提である上記故意又は過失を認めることができないから、乙事件のりに対する請求及び丙事件の県知事に対する各請求は、いずれも理由がないことになる。

4 結論

以上のとおり、丙事件のうちaに関する訴えは不適法なものとして却下を免れず、また、被控訴人らのその余の請求はいずれも理由がないから棄却すべきである。したがって、これに反する原判決主文2項及び3項を取り消して、 丙事件のうちaに関する訴えを却下し、その余の被控訴人らの請求をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決

福岡高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官 中山弘幸

> 裁判官 岩木 宰

裁判官 伊丹 恭